

幕末期瀬戸内村落の社会構成について

——曾根村戸籍帳の分析——

石川 敦彦

はじめに

萩藩が文政九年以降明治まで記録させてきた戸籍帳は、当時の社会構成を重層的に解明できる最良の史料であると考え、その分析にとり組んできた。それは山間部—阿武郡—の戸籍帳^①であったが、本稿では瀬戸内村落の戸籍帳をとりあげたいと思う。

資料とする上関宰判曾根村（現平生町、柳井市南西五キロ）の戸籍帳は、すでに『平生町史』に紹介されている^②。同書では三冊を対象としているようであるが、実は四冊残っているので戸数の増加が予想される。そこで前稿と同一の方法により戸籍帳に再検討を加え、瀬戸内村落社会の実態を明らかにし、山間部と比較の材料を提供したい。なお

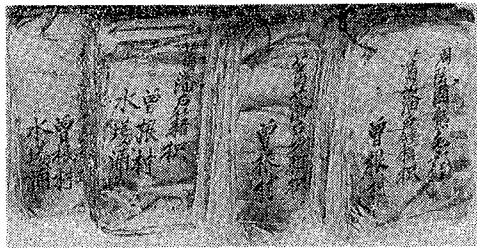
紙数の関係で百姓軒の動行の分析に限定する。

一 史料について

戸籍帳の記載様式等については前稿との重複をさけ省略するが、曾根村戸籍帳の特殊性もあるので次の諸点にふれておく。

戸籍帳は「一丁之片ひらえ半紙をはり掛け、片ひら一面一軒分」とし、戸主が死亡して代替りするときは「下地之紙其儘差置、後代之分上え新ニ張懸^③」けることになっている。ところで曾根村の戸籍帳は原簿ではなく、この「半紙」をはぎとり、順不動に編綴しなおしたもので、脱落散逸したものもあって、原簿に復元することはむづかしい。原簿は、紙質・記載の仕方・はぎとりの状態などから、公簿であると考えられる。

曾根村の戸籍帳は五冊作られていた。当時の村の行政系統は次のようである。(1)蔵入地 A 平生曾根両村庄屋―a 曾根畔頭組、B 曾根開作庄屋―b 開作年寄支配、(2)給領地 C 曾根村小都合庄屋―曾根給領庄屋―c 地方木村給畔頭組、d 水場向原畔頭組、e 水場浦年寄支配。a、b、c、d、eの各組に一冊ずつの戸籍帳が作られていた。^④原簿に近づける試みとして、各家の戸籍(「半紙」一丁のことをいう。以下同)肩書の地名をみた。曾根・開作六枚・地方・木村・向原・水場・水場浦・百済部・隅田がある。『防長風土注進案』(以下『注進案』)によると、村内の小村は、平原・畑・木村・林・地方・向井原・沖・六枚・岡井太郎・水場浦・百済部に分かれており、次のように説明してい



曾根村戸籍帳

る。「六枚百済部沖等之諸村ハ平地ニある家並都合相揃申候、水場浦ハ瓦屋茅屋相半し家居海ニ臨み、片側町ニある諸國之商船塩買船等繫船仕賑々敷繁昌之所柄」で、その外は「地形高低成中ニ茅屋散在」している。戸籍帳の曾根は蔵入地曾根組であろう。水場・水場浦は、水場向原組と水場浦年寄組のそれとしたいが、個々にあたってみると区分することができない。本稿では便宜上次の六区分とした。曾根・六枚・水場・向原・地方・木村。百済部は一例、重複する戸籍があり、その戸籍では水場となっているので水場に入れた。隅田も一例、曾根に含めた。

戸数一家について。戸籍帳の「家」は一般にいう家とはやゝ趣を異にする。嘉兵衛は、天保一五年六月水場の次郎松(門男、畠二八歩、高五升)から、妻と息子三人とをつれて同じ水場へ「別家」(門男、無高、無稼業)する。弘化二年一二月「家内一同次郎松方へ帰ル」ので「絶家」となる。ついで嘉兵衛の次男長蔵は同四年三月「別家」(門男、無高、日傭)する。長蔵の戸籍は絶家となった嘉兵衛の戸籍のすぐ上にはってある。ところで長蔵は明治四年八月「名三郎家え合家」する。名三郎は長蔵の兄で、嘉兵衛について治郎松の家(このとき畠高前同、績職、船方稼)を相続している。戸籍帳で同じ丁に「半紙」があれば同じ家となるので、長蔵の家は絶家となった嘉兵衛の家の再興となる。間に異なる家の戸籍があれば別の家となる。前述のように順不同に「半紙」が綴じてあるので、絶家の上に新別家がある場合、すべてを再興として良いか、むづかしい問題である。年代、ノリ付やはぎ具合、虫喰いの状態などを勘案し、適宜判断した。表1の断続軒欄の数、それをもととする総戸数には、その点いささか問題を含んでいる。表2においてはすべてを1としたので疑問点は残らない。

戸籍帳の始期と終期について。阿武郡の戸籍帳は「文政九年三月改」に始まるが、曾根村戸籍帳では「文政十年三月改」に始まる。終期については、明治五年の記載例も若干あるが、数が少ないので他村と同様に「明治四年八月改」のすんだ年末とするのを妥当と考える。^⑤

このような判断によって四冊の戸籍帳を検討すると、六五八戸の戸籍があった。このうち同一記載があるもの、つまり重複する戸籍(多くは最新の戸籍)が六八、土族寺院の戸籍が一九あった。土族寺院の戸籍は明らかに明治に入って作られたものである。ダブリの理由はわからない。この合計八七を除いた五七一が曾根村百姓の戸籍である。

二 百姓軒の興廢

曾根村の百姓軒五七一戸を、地区別にかつ連続軒・新別家・断続軒・絶家にわけて一覧にしたのが表1である。五七一戸のうち、文政一〇年に存在していた家は三三一戸である。このうち明治まで連続する家は二七八戸で、三

七戸は途中で絶家する。一六戸は一時絶家するが、まもなく再興されて明治まで続く家である。文政一〇年以降、別家しあるいは転住して新たに百姓軒を興した家は二四〇戸ある。そのうち五六戸は絶家し、三二戸は絶家するも再興され、一五二の家とともに、明治まで続く家である。こうした変動を経て、明治四年末には四七八戸となる。

地区別に見たとき、文政一明治の間で著しい変化があるのは水場で、断絶軒が多いけれどもそれ以上に新別家が多く、結局八七戸の増となる。六枚は新別家も多いがそれ以上に絶家する家が多くて、明治には一戸減となる。これについて『町史』は、開作六枚は「開作地における経済基盤の不安定さに由来するものよう」と指摘されているが、開作という地名にこだわられたのではない。開作地は塩田とされ、六枚の集落はその外一内陸部にある。他地区にくら

表1 戸籍の概要

地区	文政10	連続	断続	絶家	新別家			明治4
					連続	断続	絶家	
根枚場原方村	108	99	4	5	42	2	3	147
曾六水向地木	17	5	0	12	11	0	26	16
	65	51	4	10	69	28	22	152
	43	39	1	3	12	0	4	52
	41	37	1	3	8	1	1	47
	57	47	6	4	10	1	0	64
計	331	278	16	37	152	32	56	478

べ残存戸籍が少ないという問題もあるので、慎重な判断が必要である(四で述べる)。曾根の動きは六枚や水場とは反対に絶家が少なく、新別家が安定していて三九戸の増となる。

家の興廢一戸数の増減を年度別に示したのが表2である。絶家・新別家を次のように区分した。

絶家は、死亡による絶家、親戚親元などに引取られて合家して絶家となるもの、村内転居一家替による絶家、他村転出による絶家、に分けた。合家というのは曾根村戸籍帳で初めて見る語である。『町史』でもこの分類を使っているので採用した。養子嫁入による絶家も合家に含めた。

新別家では、次男などが別家する一般的な別家、村内転居一家替による新別家、両者の区別の判明しない不明のもの、他村からの転入による新別家、に区分した。次三男等が村内に別家するが、史料の制約上それを立証する新戸籍がない別家が二〇件、他村への別家が一二件あったが、その表示ははぶいた。

死亡による絶家は弘化期以降に多く、合家による絶家も同様の傾向にある。家替は天保一安政期に多い。他村への転出は文政期からあるが、天保末期から多くなる。総じて絶家は天保末期から多くなる。元治一慶応期に一時少なくなるが、明治期になるとまた増える。明治四年は一件で、弘化三年とともに絶家最多年である。戸数の絶対的減少となる死亡絶家は三四で、家替・合家にくらべると多いように思われるが、絶家総数の五分の一で、その比率は高くない。合家と合わせてもお三分の一である。これに対し転居家替は三分の二となり、死亡絶家にくらべるとその割合は高い。このことは、絶家の数が多い割には戸数の減少とならない、という地域の特性を導く(四で詳述)。

新別家については、村内からの新別家が多いのは別にして、他村からの転入が多いのが目につく。年代的には安政期までが多い。村内転居家替は弘化一安政期に多い。由来不明の新別家は天保期に多いが、始期不明のものが二一ある。この中には文政期の戸籍が散逸してしまった家があるかも知れない。明治四年の新別家は二一件で最多、次は天

表2 戸数の変遷

年 (AD)	戸数	絶家				新別家					
		村死亡	内合家	他村	小計	村別家	内		他村	小計	
							家替	不明			
文政10 (27)	331				0				0		
11 (28)	335			1	1			1	5		
12 (29)	341	1		2	3			5	9		
天保1 (30)	349				1		1	4	9		
2 (31)	356		1		3		2	5	10		
3 (32)	367	1			1		2	2	12		
4 (33)	373	1		1	2		2	3	8		
5 (34)	377	1	1	1	3		2	3	7		
6 (35)	383				0		2	1	6		
7 (36)	387			1	1		2	2	5		
8 (37)	392				0			2	5		
9 (38)	394		1		1		1		3		
10 (39)	399			1	1			4	6		
11 (40)	406	1	1	2	4			6	11		
12 (41)	408		1	1	2			4	4		
13 (42)	413		1	2	3		1	5	8		
14 (43)	424		3	2	5			6	16		
弘化1 (44)	431	2		2	4			7	11		
2 (45)	437	1	1	2	4		1	6	8		
3 (46)	435	2	3	6	2		2	4	9		
4 (47)	439	1			1			1	5		
嘉永1 (48)	439		1	2	4		1		4		
2 (49)	442		1	3	4			2	7		
3 (50)	446	1	1	3	5		1	2	9		
4 (51)	444	1		3	5			2	3		
5 (52)	451		1	1	2		1	3	9		
6 (53)	453	1	1	1	3			3	5		
安政1 (54)	458		3	2	5		4	2	10		
2 (55)	455		1	4	5			1	2		
3 (56)	454	3	2	1	6		2	1	5		
4 (57)	452	2	1	1	7		2		5		
5 (58)	449	1	2	1	7			4	4		
6 (59)	448	3		2	5			1	4		
万延1 (60)	444	1		4	5			1	1		
文久1 (61)	439	1	2	1	7		1	1	2		
2 (62)	439	1	1	1	3				3		
3 (63)	441			1	2		1	2	4		
元治1 (64)	442		1		1			2	2		
慶応1 (65)	448	1			1		1	3	7		
2 (66)	450	1			1			2	3		
3 (67)	451	1	1		2		1	1	3		
明治1 (68)	449	1		2	3				1		
2 (69)	446	3	1	2	6				3		
3 (70)	447	1		2	3				4		
4 (71)	478		7	1	3		(21)	3	4		
					11		2	10	42		
	478	34	21	31	66	152	120	21	48	110	299

() は始期不明の家、年度別集計は明治4の項にした。

保一四年の一六件である。

かくして文政一〇年三三一軒あった戸数は漸増して、安政元年には四五八軒に達する。その後一時絶家が相対的に

多くなって戸数は減少する。しかし文久期から再び増勢に転じ、明治四年には四七八戸になるのである。明治一、二年の減少は、別家年不明の家を考えると、実際には減少ではなかったと考えられる。

三 階層分布と稼業

曾根村の百姓の階層分布について、地域・軒役・石高によって表にした(表3)。

一見して気づくのは無高及び零細所有層が多く、いわゆる百姓らしい階層が少ないことである。文政期一二六と突出している一石未満の極零細所持層は、明治四年九七と大幅に減少するが、田畠を持たない無高層は六二から二五と四倍に激増する。一、四、五石層はほとんど変わらないが、二、三石層は減少する。六石以上の家は一七から二三と微増するが、率はいずれも五割で地主経営とも思えない。『注進案』によれば、戸数は本軒一〇、半軒六二、門男三七九で、田畠の持高は一戸当り「二反三畝拾歩」という。なお従来軒役によって石高一経営規模を推量する方法がとられてきたが、表3以下の諸表からは、軒役と石高との間にはいわれるような相関関係はない。ここでは次の事例を紹介しておく。向原の八十吉は天保三年同じ向原から分家する。実家は半軒、一反四畝二〇歩高三石二斗二升八合、牛一。別家した八十吉の軒役は本軒、三畝一五歩高四斗四升、上荷船乗。ところが安政四年、「本軒株之義ハ安政四年巳十二月水場浦□□弥兵衛方へ譲ニ相成候事」となり、門男に変わっている。持高稼業は変わらない。

零細層の減少と無高層の爆発的ともいえる激増が、瀬戸内村落曾根村の特徴といえる。これについて考えるさい曾根村の稼業と新別家のありかたを見なければなるまい。

まず戸籍に記載されている稼業についてみる。異動がある場合はその年月を戸籍に記録するのを原則とするが、稼業については始期終期の記載がない。したがって稼業名があってもいつそれに就業したのか不明であるが、便宜上そ

表4-1(1) 地区軒役別稼業表

一文政10-

地区	軒役	曾根		六枚		水場		向原		地方		木村		計			
		本	半	門	門	本	半	門	本	半	門	本	半	門	本	半	門
日預廻上船石漁問質塩浜商塩小豆魚焼大石桶紺疊籠績酒無(高無)	備作船稼稼船船屋屋壳	2	20	1		1		1		1		1		8	2	32	
	荷方		2			1		2		5		4		1	2	14	
	作い屋壳師職職指職職造持高		2			2		9		1		2		1	4	12	
	物工工屋屋		5			1		1				2			5	14	
	職職造持高			1				4						1	1	1	
	職職造持高					1		1				1			1	1	
	職職造持高	1	1												1	1	
	職職造持高														1	1	
	職職造持高														1	1	
	職職造持高														1	1	
	職職造持高														1	1	
	職職造持高														1	1	
	職職造持高														1	1	
	職職造持高	1	12	30		2	2	26	1	11	19	2	8	23	1	13	31
	計	2	24		4	7	54	11	31	2	8	31	1	14	10	64	257

表3 地区別軒役別石高別分布表

一文政10-

石高	軒役別																本軒	半軒	門男
	無	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	11	12	14	16				
曾根本		1															2		
曾根半	1	5	2	5	3	3	2	1		1							24		82
曾根門	26	32	6	9	3	2	4								1				17
六枚本																			
六枚半																			
六枚門	17																		
水場本																			
水場半																			
水場門																			
向原本																			
向原半																			
向原門																			
地方本																			
地方半																			
地方門																			
木村本																			
木村半																			
木村門																			
本軒																			
半軒																			
門男																			
計	62	126	26	41	28	18	13	6	3	2	1	2	1	1	1	10	64	257	331

石高0は一石未満, 1は1石以上2石未満, 以下同

一明治4-

石高	軒役別																本軒	半軒	門男
	無	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	14				
曾根本																			
曾根半	3	4	1	3	3	2	2												
曾根門	82	19	5	10	1	3	3												
六枚本																			
六枚半																			
六枚門																			
水場本																			
水場半																			
水場門																			
向原本																			
向原半																			
向原門																			
地方本																			
地方半																			
地方門																			
木村本																			
木村半																			
木村門																			
本軒																			
半軒																			
門男																			
計	251	97	25	33	19	17	13	7	5	2	4	1	2	2	10	67	400	478	(1)

幕末期瀬戸内村落の社会構成について(石川)

二四

幕末期瀬戸内村落の社会構成について(石川)

二五

の戸籍が作られたときには就業していたものと解釈した。廃業したときは点をかける(斜線で消す)が、その時期がわからない。この場合、その戸籍の終りの年には就業していないとした。なお稼業は一つだけとは限らない。二つ三つの例もあるし、そのうちの一つにはすでに点がかかれたものもある。複数の稼業については、恒常的なものあるいはその人にとりより重要と考えられるものを採った。地区別、軒役別に表出したものが表4-1(1)(2)である。

曾根・水場では多種類の稼業についていることが特徴的である。曾根では文政・明治両期とも稼業「無」しが一番多く、ついで「日傭」稼、つぎに上荷船・廻船持ちが多い。水場では、文政期には稼業「無」しが半数をこえていたのが、明治になると「日傭」稼が群を抜く。従事する業種も多

表5-② 稼業石高分布

—明治4—

石高	石													計	
	無	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		14
備作船乘稼船屋	63	36	4	1											105
日預廻上渡船石漁船質	15	12	9	5	1										42
荷海方問	9	3	1	1											16
船方	16	4	3	2	1	2	2	1				1			31
渡船	2	2	4		1										4
石漁船質	8	4													13
預作	1	2	1												1
廻船	4			1											3
上荷船を除くと、ほとんどの稼業は一石未満の層で占められているといつてよい。複数の稼業に就いている家もあるが、離農と專業化という図式が画けそうである。稼業の種類は、表にまとめた限りでは、文政期二三が明治には四三と倍加している。こうした稼業について『注進案』は次のように記す。「作業之暇浜持等仕、都あ雨中夜中之透間ニハ繩塩菰等之稼相助、女子ハ三余之間合ニ夜屋織機を専とし喰料之助ニ仕候」と。そして專業余業合せて銀一六一貫余匁の純益を得、米二千一五〇石の不足分の買いたし代銀に引あて、かつがつ渡世している、という。塩田と海運、それに関連する多種多様な稼業、田畠を持たなくても日銭を得る途のある地域、まさに山間部村落とは対照的な村落構成をみるのである。	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
賣作い商店屋売店職	16	1	1	1	2										1
濱預商人物腐	2														22
商手物腐	2	1													2
物件工	5														3
職官挽職職指職打商	6														5
職工	1			1											1
職官挽職職指職打商	2	2													3
職官挽職職指職打商	2	2	1												4
職官挽職職指職打商	3				1										1
職官挽職職指職打商	3	1													3
職官挽職職指職打商	3	1	1												1
職官挽職職指職打商	12	5	1			1									18
職官挽職職指職打商	3	1													1
職官挽職職指職打商	1														1
職官挽職職指職打商	3	1													1
職官挽職職指職打商	1														1
職官挽職職指職打商	1														1
職官挽職職指職打商	1														1
職官挽職職指職打商	1														1
職官挽職職指職打商	1	1													1
職官挽職職指職打商	1														1
職官挽職職指職打商	1														1
職官挽職職指職打商	1														1
職官挽職職指職打商	1	1	3												4
職官挽職職指職打商	2														2
職官挽職職指職打商	2														2
職官挽職職指職打商	2	13	6	19	12	8	10	6	5	2	3		2	2	134
職官挽職職指職打商	46														2
職官挽職職指職打商	2														2
計	251	97	25	33	19	17	13	7	5	2	4	1	2	2	478

業無しとなっているが、現実には何らかの稼業に就いていたと考えるのが妥当である。

明治になると「無」稼業は一三四戸、全体の二八％で大きく減少する。とくに三石以下の減少率は高い。零細層が日銭を求めて他の稼業に就くわけである。「日傭」稼が一〇五と三倍になったことはそのことを示す。反面六石以上の層では一三から二〇へ増えている。次に「預作」が増えたことも注目しなければなるまい。『注進案』に「田畠無数戸数多く耕作積足り不申、佐賀村大野村之預り作等仕候者も有之」とある。預作は、文政期には向原・地方で一石未満の層に多かったが、明治になると曾根・向原・地方・木村に広がることに、戸数も増える。自前の田畠は三石以下で少ない。彼らがどのくらいの田畠を小作したのかは知る術を持たない。

預作・廻船・上荷船を除くと、ほとんどの稼業は一石未満の層で占められているといつてよい。複数の稼業に就いている家もあるが、離農と專業化という図式が画けそうである。稼業の種類は、表にまとめた限りでは、文政期二三が明治には四三と倍加している。こうした稼業について『注進案』は次のように記す。「作業之暇浜持等仕、都あ雨中夜中之透間ニハ繩塩菰等之稼相助、女子ハ三余之間合ニ夜屋織機を専とし喰料之助ニ仕候」と。そして專業余業合せて銀一六一貫余匁の純益を得、米二千一五〇石の不足分の買いたし代銀に引あて、かつがつ渡世している、という。塩田と海運、それに関連する多種多様な稼業、田畠を持たなくても日銭を得る途のある地域、まさに山間部村落とは対照的な村落構成をみるのである。

四 新別家・別家

すでに明らかにしてきたように、曾根村の場合、死亡などの絶家よりも家替による絶家の方が多かったため、絶家の多い割には戸数の減少とならず、新別家も村内からの新別家のほか、他村からの転入の多いのが特徴であった。これを

表6 新別家絶家の地域分布

	曾根		六枚		水場		向原		地方		木村		計	
	新	絶	新	絶	新	絶	新	絶	新	絶	新	絶	新	絶
村内	28	11	3	14	70	21	12	2	8	1	11	5	132	26
他	1	3	8	4	16	19	6	1	1	1	1	1	27	19
村	1	2	2	2	11	7	2	3	1	1	1	1	25	9
死	4	1	4	1	15	10	2	1	3	6	3	6	34	4
計	54	15	38	39	160	72	17	9	12	6	18	11	299	152

より具体的に検証するため、新別家の出自の地域分布と絶家の転出先について表にした(表6)。

まず初めに新別家についてその地域的移動をみる。曾根・向原・地方・木村の各地域では、自地域内からの別家がそれぞれの新別家の半数をこえる。村内他地域からの別家家替を合せると九割をこえる。これに対し水場では、他村からの転入が自地域からの別家の数をこえる。他村からの転入には「為稼」というのが数例ある。転入者の性格の一端を知ることができる。六枚では、自地域からの別家よりもはるかに村内他地域からの転入が多く、それよりもさらに近郷諸村からの転入が多い。近郷諸村のうち大野・佐賀・平生はとくに転入者が多い村である。水場にみる萩との転入出の関係は、萩の豪商熊谷家が水場に開作地を持っていたからと考えられる。「その他」の村をあげると次のようである。曾根では熊毛郡室積と玖珂郡川西村、水場では佐波郡中関、都濃郡下松、熊毛郡馬島・佐合島・四代・上関・別府、玖珂郡余田・岩国である。中関・岩国を除けばいずれも曾根の近郷村である。

絶家―家替についてその転出先をみる。曾根・向原・地方・木村では、自地域内を中心に村内へ家替が多い。六枚では自地域内へ家替は全くみられない。村内他地域へ一、その倍の二四は村外へ転居している。水場も村外への転出が、分散しているけれども三三と多いが、村内では他地域三に対し自地域二一と、六枚とは対照的な傾向をみせる。自地域からの別家がきわめて少ない六枚が、他地域から多くの転入者と呼ぶ吸引力とそれに比例する転出のありかたは、単に「経済基盤の不安定さ」であらうか。逆に稼の魅力が人々を呼び、所期の目的を達したとき身元へ帰って行く、そのように思われてならない。「その他」の地域をみると、曾根では熊毛郡三井、六枚では上関、三田尻、吉敷郡秋穂、玖珂郡遠崎、水場では熊毛郡牛島・室積・波野・伊保木、玖珂郡由宇、下松、三田尻、豊浦郡下関、芸州広島である。村外のほとんどは近接の村で、転出の理由は身元へ帰るといふのが多い。

表7一(1) 続 柄

主男	3	18
長次	45	22
三男	9	3
四男	2	2
五男	2	2
父	1	10
叔	5	5
舅		
養育		
計	120	120

表7一(2) 実家の石高

無	44
0	39
1	3
2	12
3	10
4	7
5	3
6	1
7	1
8	
9	
10	
11	
計	120

死亡絶家を除いて、村内・他村別に増減のようすをみると、村内一三七の増に対し、他村は四四の増にしかならない。つまり曾根村の戸数増加の原動力は村内からの別家にあるといえる。他村からの転入による寄与は三分の一に達しない。他村からの転入で純増となる数の高いのは、佐賀の一六、平生の一三である。大野は転入転出共に多くて差引六の増で高くない。瀬戸内地方の人口増加は、山間部からの流出によるとの説があるが、曾根村に限った場合、その説はあてはまらない。せいぜい沿岸部諸村からの転入があるにすぎない(婚姻による移動も同様である)。

次に新別家のありさまについてみる。家替を除いた本来の意味での新別家一二〇(表2参照)について、実家での続柄をみると表7一(1)のようになる。次

表8 新別家時稼業

地区	本門	六枚門	水場	向原		地方門	木村		計	
				本門	半門		半門	門	本門	半門
備作船乘稼船屋作い	12	7	43		2	3	4		71	
日預廻上渡船石船塩小	4					3	3		10	
荷海方 問浜商	2		5	1	2			1	15	
古生穀豆魚焼鍋大船石	6		6	1	3			1	19	
商子店屋売職商職職職	1		1		1				1	
手菓物腐担物釜工大工			9						1	
挽職職職打商物造売屋	5	1	11						1	
木紺畳績綿木仕酒酢釀			3						3	
屋職職結屋持高明			1		1				1	
掛屋 高無	1		2						1	
綿立 商治	1		1		2			1	3	
掛屋			8			3	1	3	11	
屋職職結屋持高明	1		3						1	
掛屋	1		2		1				1	
高無			1		2	1	3	1	3	
無不	1		1		1	2	4		11	
軒軒	3		33			2	4	1	81	
本半門	12	28	1		2	1	3	3	1	3
	54	38	158	2	3	13	17	4	292	

男以下の男(妹・叔父を含む)が三分の二になる。このことは当然として、戸主の別家が三、長男が一八、一たん入家した養子の別家が一〇件ある。長男相統が一般化しているといわれるとき、相統放棄を意味する長男の別家が一八というのは少なくない数と思う。養子の入家の理由は、長女の夫五・育養子・妹の夫・叔母の夫・次女夫・未婚各一である。育養子以外は家を継ぐために入家したと考えられるが、別家している。戸籍の内容から別家の理由を探すことは、想像の世界に入るので、こゝではふれない。

実家の石高についてみると、表7(2)のようである。零細な家からの別家が圧倒的に多い。石高の高い一石の家は半軒役で、次男が別家する。新別家の軒役は門男、無高で「預り作」をしている。別家するとき実家が田畠を分与し、実家の田畠の減少する例をみない。あるいは買い与えるのであろうか。限りある耕地の中で爆発的に増える戸数。新別家が田畠を得ることは容易ではなからう。それでもなおかつ別家する。いかなる生活の手だてがあるのか。

新別家二九戸の別家時の稼業について、地区別・軒役別にみたのが表8である。別家の時期は前後するけれども便宜上同列に扱った。多い方からあげると、第一が無稼業無高の家で八一ある。無稼業となつてはいるが、実際には何らかの稼業についていると考えられる。次に日傭稼が七一、上荷船・廻船・船方稼等の海運関係が四〇、小商いなど商業関係が約三〇、木綿商・綿打・績職・仕立物等が一八、大工等職人業が約二五である。新しく興り発展する業種が如実にあらわれている。高持は表中一五にすぎないが、他の稼業中にも高持はいる。それを抽出すると表9のように三三となる。無稼業高持の者は比較的高い石高であるが、稼業については高持男五石二軒の実家は共に半軒で、六石と四石である。穀物店の実家は本軒四石である。酒造家の初めの石高は六斗で本軒であった。一度「水場地方」(浦に対する地方か)へ転居したのち旧地の水場へ帰って九石となったものである。水場地方時代のような、その時の戸籍が

他については単に引越・家替・住宅・出切としかない。家替の理由を探るため村内家替三一年から、新旧両方の戸籍があるものを抽出してみた(表11)。7と16、9と10は同一の家である。後者は「絶家家替」二年のち「根組え戻り」

表11 家替の旧新実態

番号(AD)	旧	新
1 (31)	曾根門一牛	水場門一牛日備
2 (31)	六枚門一	水場門一
3 (40)	向原門 2,3,8,4	水場門 2,3,8,4 上荷船
4 (43)	水場門一	水場門一 日備
5 (43)	水場門一	水場門一 廻船(50)
6 (43)	水場門一 0,0,4,3	水場門一 石組
7 (48)	六枚門一	曾根門一 小売下店
8 (51)	木村門一 0,8,3,1	曾根門一 紺屋商売
9 (52)	曾根門一	曾根門一 上荷船(30)
10 (54)	六枚門一	曾根門一 古手商日備
11 (54)	向原門一 日備	水場門一 日備
12 (54)	六枚門一 日備	水場門一 日備
13 (56)	水場門一 船方稼	水場門一 船方稼
14 (56)	水場門一 船方稼	水場門一 船方稼
15 (63)	水場門一 船方稼	水場門一 船方稼
16 (67)	曾根門一 小売下店	六枚門一

数字は石高、一は無高、()は積石数

表12 絶家時稼業

地 区	軒 役	曾根		六枚		水 場		向 原		地 方		木 村		計	
		門	本	半	門	半	門	半	門	半	門	半	本	半	門
日預廻上船塩小生穀豆	備作船稼作子店屋	5				19		2				1		31	
	荷方浜商菓物腐	1						1		1		1		4	
	釜商工屋	1				2								4	
	立高無	1				8								3	
	鍋酢石紺績綿酒仕無	1				2								1	
	商売職職打場物持高	1				5								6	
	釜商工屋	1				2								1	
	釜商工屋	1				1								1	
	釜商工屋	1				1								1	
	釜商工屋	1				1								1	
計		15				70		1		8		1		4	
計		15				39		1		8		1		147	

表10

絶家時人数	
人	
1	81
2	15
3	18
4	21
5	12
6	3
7	1
9	1
計	152

表9 高持新別家

石 高	0 1 2 3 4 5 6 9									本 半 門	
	軒男	軒女	軒男	軒女	軒男	軒女	軒男	軒女	軒男		
高持										1	3
預日	3	3	2	1	1	1	2	1	1		11
上荷船	1	1	2	1						1	3
船方稼	1	1	1								3
塩穀積酒酢	1	1			1						1
軒男	1	1									1
軒女	1	1									1
計	1	1	7	3	2	1	1	1	1	3	4
計	9	7	3	2	1	1	3	1	1	26	

暮末期瀬戸内村落の社会構成について(石川)

ないのでわからない。残りの三軒は村内からの別家であるが、実家の戸籍が残っていないので不明である。

絶家についてみる。まず絶家時の人数をみると表10のようになる。一人の場合が八で他を大きく引離しているが、率は五三%である。このうち死亡は三四(表2参照)で、死亡が絶家中に占める割合は二二%にしかない。合家二一を加えても三六%である。他村転出六六のうち三〇(養子九、嫁一、身元帰参一七、地下暇三)は戸数の絶対的減少であるので加えると八一となり、五三%となる。この数は阿武郡の紫福・明木両村にくらべると低い。このことは曾根村での戸数増加を支えている陰の柱といえる。出奔欠落は九件一人ある。絶家に結びつく欠落がないことも、曾根村の特徴の一つである。

他村転出の残りの三六は、身元へ帰るか縁者を頼っての「引越」である(曾根村にとっては戸数減でも、他村にとっては増となるから区別した)。村内の家替は三一(表2参照)である。このうち家替の理由が明らかなのは四例しかない。三例は「仕組ニ付家内〇〇え引越候ニ付除之」とある。一例は「家内出職」とある(表11-16)。「出職」とは出稼とでもいうところであろうか。

表13 高持の絶家絶

石高	高持の絶家絶					本軒	半軒	門男
	0	1	2	3	4			
高持	11	2	2		1	1	2	15
高預日廻穀積小酒酢	1	1	1	1			1	1
軒半軒男	1					1	3	22
計	18	2	2	1	1	1		

もとの戸籍(同一半紙)に復籍している。同一人による絶家上再興の例である。根組へ戻ると三〇石積の上荷船を得ている。前者は旧地へ帰っているが、年が隔っているためか戸籍一家は全く別である。初めの家替により小売下店を持つが、根組へ戻るとき手放している。このとき前記のよう「出職」とある。3は家替をしても石高は変わらず(そのまま耕作を継続か)に上荷船を持つようになる。5は五〇石積の廻船を持つようになる。6と8は田畠を失うが一石に満たない零細地である。家替によって経済活動が盛んになっていると考えられるもあり、家替の原因は仕組であるとはいきれない。

職人手工業関係一〇である。曾根の久蔵と養子米蔵と安政六年二月二〇日に共に死んでいる。廻船八〇石積には点にかけて消してある。あるいは海難事故による死であろうか。さらに絶家の中から高持の者を抽出すると表13のようになる。このうち三石以上の三家はいずれも死亡による絶家である。「塩浜作」の実態はわからないが、「文久元年三月地下暇御免：往キ拾ヶ年之間大島郡遠崎村の家内一同引越」とある。酒造家についてはすでに述べた。表13からは零細層に絶家が多いので、仕組による家替もまた相当数あるのではないかと思われる。純農村とは異なり、経済活動が盛んな地帯であるので、相場の変動や海難事故などによって家が傾くこともあったと考えられる。

おわりに

以上曾根村戸籍帳について家の興廃を中心に分析を試みてきた。それは家の実態、とくに新別家の始期、絶家の終期を確定しておかないと、各種の精確な指数が得られないからである。この結果、戸数の増加など、より精確豊富な指数を得ることができた。これを阿武郡紫福村や明木村で得た結果と比較したとき、まず第一に曾根村では常に戸数の増加が見られることである。次に、戸籍上は絶家であるが、内実は引越によって存続する家が多く、かつ村内の移動とともに村外からの転入出が多い。家の移動は課税の対象を失うことになるので制約を受けてきたが、それが許容できたのは、多様な稼業が発達し、就労者が必要としたからであろう。「注進案」の村括りに単的に集約されているように、米麦生産量では村の生計は賄えないが、各種稼業一開作地に展開する製塩業、それに関連する海運業、その外延につらなる諸商いや織物などからの現金収入によって生計を維持している社会である。農業は完全に従となった社会といえる。明治初年には田畠を持たない無高の家が半数をこえている。農民層の分化というより、離農の進展といった方がより適切である。

田畠牛馬廻船上荷船漁船の所有の形態、出生死去婚姻による人の異動、その他生活の諸相については論及できなかった。いずれ稿を改め、本稿の欠を補いたいと思う。

本稿をまとめるにさいし、平生町教育長亀中芳男氏・同図書館国司幸丸氏には史料の閲覧や地域史についていろいろお世話ご教示いただいた。謝してお礼の辞とする。

註① 「当島宰判紫福村戸籍に関する一考察」山口県文書館研

究紀要7、「幕末期阿武郡明木村の農民構成」同。

② 『平生町史』昭和五十年同町刊、四三〇〜四三八頁。戸

籍帳は同町図書館蔵

- ⑧ 文政九年「戸籍仕法」
- ④ 「戸籍御帳目録上」 現在残っている曾根村戸籍帳は原簿のすべてではなく、相当数の脱落散逸した戸籍があると考えらるる。
- ⑤ 『防長風土注進案5—上関宰判』三三四頁
- ⑥ 転居しているわけではないが、同一の家で一つの戸籍は水場、一つは水場浦というのが数例ある。
- ⑦ 明治四年八月向原から別家。門男、無高、無稼業、妻と子の三人家族。
- ⑧ 紫福村戸籍帳にある。前掲拙稿、紀要7の三四頁
- ⑨ 奥阿武宰判上田万村の戸籍帳(公簿、文書館蔵)は「文政十年三月改」に始まる。これからみると、文政九年に藩内一せいに施行されたのではないようである。
- ⑩ 前掲拙稿、紀要7の三三頁
- ⑪ 『町史』では、文政一二年二二三戸、安政六年二八五戸と増え、明治五年には二八二戸に減っている。同書四三二頁
- ⑫ 同書四三三五頁
- ⑬ 同書三三三、三三八頁
- ⑭ 例えば一〇石以上を本軒、五石以上半軒とする区分。「防長回天史」第一編一の一六六頁、「佐藤寛作手控」一六五頁、「防長風土注進案研究要覽」一八〇頁。また三カ村の戸籍帳の分析しかすんでいないが、その限りではこの区分による階層分析は実態を見あやまる危険がある。
- ⑮ 同書三三三〜四頁。
- ⑯ 同書三三八頁
- ⑰ 芝原拓自氏は次のようにいわれる。「三田尻宰判…：瀬戸内沿岸地帯における経済の全体的ブルジョア化の過程では容易に土地から分離しえない農業の零細経営と地主制の形成とともに、他方では広汎な職業分化と明確な日雇層の分出もまた同時的に進行するという事実である」土地制度史学10「幕末における政治対抗の基礎的形形成」三四頁。「明治維新の権力基盤」二〇四頁にも「土地から未分離な」と繰り返かえされている。これは注進案の数字が「ただ傾向として数字上の比率が信頼されるということを前提」(同氏前提論文三三頁)としてであった。より具体的に農民を掌握している曾根村戸籍帳によれば、離農と專業化の傾向を読みとることができる。新別家二九九戸中高持は三

三戸にすぎない(表ヲ参照)。このような無高層の広汎な創出は、三宅紹宣氏のいう「買賈」層(「幕末期長州藩における民衆闘争」史学研究「三一号」)の範疇を越えた存在である。

- ⑱ 「作業之暇」稼で年間およそ次のような生産をあげるといふ。塩四四八五〇石代銀四二三貫余、白木綿六九〇反着料、綿木綿九二〇反着料、二五三〇代銀四四貫余、小縄四三〇束、塩俵一七三〇枚、麦藁菰二七〇六枚、大縄三五〇束。このほか生産の高いものをあげると、いさば船(六艘)四貫余、上荷船(四九)一五貫余、石船(一)漁船(四)渡船(一)で三貫目、諸商い問屋一四軒で七〇貫余がある。同書「村括り」三五四頁
- ⑲ 同書「村括り」三五八頁
- ⑳ 亀中芳男氏の話によると、氏が小学生の頃(昭和初期)学校から帰って、遊ぶかわりに塩浜で手伝うと一回で五銭

もらえた、一〇日働くと五十銭になり、たいそうな小遣いになった、という。

- ㉑ 「先進型に規定された後進型地域の貧窮「門男」層の広汎な出奔、移動の過程をも示しているといえよう」芝原拓自前掲書二〇五頁。関順也も同意見「藩政改革と明治維新」六五、八〇頁。田中彰「幕末の藩政改革」四六頁、熊谷開作「法と政治の諸問題」―「明治戸籍制度の由来」二五〇頁は、単に「流出」という。
- ㉒ 船については次の事例がある。水場浦の久五郎が慶応元年水場浦へ別家するとき、実家から五〇石積廻船を分与譲り受けている。
- ㉓ 別家した者の戸籍を追跡しているとき、文政十年前からの家と考えられていたものが意外にも、それ以降に別家したものと判明する事例が多くある。